

三宅村 議会だより

第53号

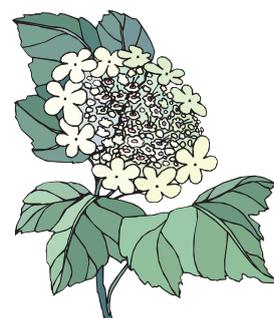
2025.05.14



写真：ミサゴ（提供：中込 哲）

目次

令和7年第1回三宅村議会定例会で審議された議案	…… 2
令和7年第1回三宅村議会定例会 議決結果	…… 4
村政を問う（一般質問）	…… 5
議長報告書	…… 11



令和7年第1回三宅村議会定例会

(会期：3月5～27日)

で審議された議案

議案第1号

三宅村教育支援委員会条例
三宅村特別支援学級指導委員
会条例の名称を改め、三宅
村教育支援委員会条例を制定
しました。

議案第2号

三宅村職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
人事院勧告に準じて、期末
手当の支給率等が改正されま
した。

議案第3号

三宅村長等の給料等に関す
る条例の一部を改正する条
例
人事院勧告に準じて、期末
手当の支給率等が改正されま
した。



議案第4号

三宅村教育委員会教育長の
給料及び旅費等に関する条
例の一部を改正する条例
人事院勧告に準じて、期末
手当の支給率が改正されまし
た。

議案第5号

三宅村議会議員の報酬及び
費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例
人事院勧告に準じて、期末
手当の支給率等が改正されま
した。

議案第6号

三宅村職員の勤務時間、休
日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例
育児休業、介護休業または
家族介護を行う労働者の福祉
に関する法律の一部改正によ
り、育児又は介護を行う職員
の超過勤務免除の対象範囲を
拡大されるための改正です。

議案第7号

職員懲戒に関する条例の一
部を改正する条例

引用条項の条ずれに伴う改
正です。

議案第8号

三宅村職員特殊勤務手当支
給条例の一部を改正する条
例
引用条項の条ずれに伴う改
正です。

議案第9号

三宅村国民健康保険税条例
の一部を改正する条例
国民健康保険事業の適正か
つ安定的な運営のため、税率
の改定や低所得者・未就学児
に係る均等割軽減額が改正さ
れました。

議案第10号

三宅村水資源の保護に関す
る条例の一部を改正する条
例
刑法等の一部改正により、
罰則の種類が懲役から拘禁刑
に改正されました。

議案第11号

令和6年度三宅村一般会計
予算(第8号)
事業確定や特別会計繰出
金、事業会計補助金の増減、
歳入見込み等に伴う増減によ
る補正です。

議案第12号

令和6年度三宅村国民健康
保険(事業勘定)特別会計

伊豆岬灯台



坪田漁港

補正予算(第3号)

事業確定や決算見込みに伴
う増減と一般会計等繰入金の
増減による補正です。

議案第13号

令和6年度三宅村国民健康
保険(直営診療施設勘定)
特別会計補正予算(第3
号)
事業確定や決算見込みに伴
う増減と一般会計等繰入金の
増減による補正です。

議案第14号

令和6年度三宅村介護保険
(保険事業勘定)特別会計
補正予算(第3号)
事業確定や決算見込みに伴
う増減による補正です。

議案第15号

令和6年度三宅村後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第4号)

議案第16号

事業確定や決算見込みに伴
う増減による補正です。

令和6年度三宅村旅客自動
車運送事業会計補正予算
(第2号)
事業収益見込額の減、一般
会計補助金の増による補正で
す。

議案第17号

令和6年度三宅村簡易水道
事業会計補正予算(第3
号)
阿古地区大規模断水復旧に
伴う一般会計補助金の増によ
る補正です。

議案第18号

令和7年度三宅村一般会計
予算
予算額は42億5075万9
千円となりました。



議案第19号

令和7年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計予算

予算額は4億3033万円となりました。

議案第20号

令和7年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計予算

算額は3億7759万4千円となりました。

議案第21号

令和7年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算

予算額は3億1795万3千円となりました。

議案第22号

令和7年度三宅村後期高齢者医療特別会計予算

予算額は8955万3千円となりました。

議案第23号

令和7年度三宅村旅客自動車運送事業会計予算

予算額は1億6256万7千円となりました。

議案第24号

令和7年度三宅村簡易水道事業会計予算

予算額は4億7290万1千円となりました。

各会計を合わせた村全体の予算規模は、61億165万7千円となりました。

議案第25号

三宅村農業生産基盤施設の指定管理者の指定について

一般社団法人三宅島農業振興会が令和7年4月1日から令和10年3月31日まで指定管理者となります。

議案第26号

三宅村交流センターの指定管理者の指定について

一般社団法人三宅島観光協会が令和7年4月1日から令和10年3月31日まで指定管理者となります。

同意第1号（8号）

三宅村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

左記の8人の方が農業委員会委員に任命されました。

- ・土屋 主税氏
- ・勝田 弘美氏
- ・神戸 晴行氏
- ・浅沼 浩希氏
- ・浅沼 始佐子氏
- ・寺澤 陸美氏
- ・石井 節美氏
- ・前田 一江氏

議案第27号

三宅村旅客自動車運送事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に準じて、扶養手当の配偶者の手当の廃止や地域手当の新設等が改正されました。

議案第28号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に準じて、扶養手当の配偶者の手当の廃止や地域手当の新設等が改正されました。

議案第29号

令和6年度三宅村一般会計補正予算（第9号）

地方交付税、総合交付金等の額の確定に伴う財源更正と決算見込みによる基金等の増減による補正です。

議案第30号

令和7年度三宅村一般会計補正予算（第1号）

電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、職員地域手当に伴う人件費や特別会計繰入金、事業会計補助金の増額による補正です。

議案第31号

令和7年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議案第32号

令和7年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第1号）

議案第33号

令和7年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議案第34号

令和7年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）

議案第35号

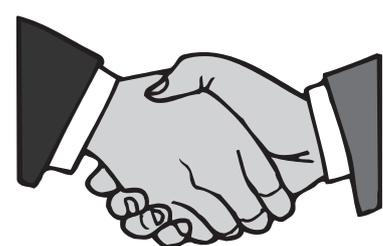
令和7年度三宅村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議案31号から議案35号は、職員地域手当に伴う人件費の特別会計繰入金や事業会計補助金の増額による補正です。

発議第1号

三宅村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するため、所要の規定の整備及び刑法等の一部改正により、罰則の種類が懲役から拘禁刑に改正されました。



令和7年第1回三宅村議会定例会 議決結果

議案番号	議案名	審議の賛否						議決結果
		北川博史	高松秀直	曾我部宏一	佐久間正文	沖山肇	平川大作	
議案第1号	三宅村教育支援委員会条例	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	三宅村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第3号	三宅村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第4号	三宅村教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第5号	三宅村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第6号	三宅村職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第7号	職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第8号	三宅村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第9号	三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第10号	三宅村水資源の保護に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第11号	令和6年度三宅村一般会計補正予算（第8号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第12号	令和6年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第13号	令和6年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第14号	令和6年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第15号	令和6年度三宅村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第16号	令和6年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第17号	令和6年度三宅村簡易水道事業会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第18号	令和7年度三宅村一般会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第19号	令和7年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第20号	令和7年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第21号	令和7年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第22号	令和7年度三宅村後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第23号	令和7年度三宅村旅客自動車運送事業会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第24号	令和7年度三宅村簡易水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	〳
議案第25号	三宅村農業生産基盤施設の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	〳
議案第26号	三宅村交流センターの指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	〳
同意第1号	三宅村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	同意
同意第2号	三宅村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	〳
同意第3号	三宅村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	〳
同意第4号	三宅村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	〳
同意第5号	三宅村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	〳
同意第6号	三宅村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	〳
同意第7号	三宅村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	〳
同意第8号	三宅村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	〳
議案第27号	三宅村旅客自動車運送事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	可決
議案第28号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳
議案第29号	令和6年度三宅村一般会計補正予算（第9号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第30号	令和7年度三宅村一般会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第31号	令和7年度三宅村国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第32号	令和7年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第33号	令和7年度三宅村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第34号	令和7年度三宅村旅客自動車運送事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	〳
議案第35号	令和7年度三宅村簡易水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	〳
発議第1号	三宅村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	〳

※表中の記号： ○…賛成 ×…反対 -…欠席

村政を問う

5人の議員が一般質問

高松 秀直

議員



問 村役場の働きやすい職場づくりと、組織改革を伴う仕事の効率化推進について

答 議員の働きやすい職場づくりを行い、仕事の達成感ややりがい、そして健康管理を図らなければ組織の発展と強化はないと思いますが、村としてどこに趣を置き、組織づくりをしているのかお伺いします。

答 総務課長

村役場の働きやすい職場づくりと、組織改革を伴う仕事の効率化の推進についてお答

えいたします。

議員の働きやすい職場づくりのための重点事項でございますが、現状、少子化や若者の公務員離れに伴い、多くの自治体で定員割れが起きる中、本村においても欠員が生じ、その充足もままならない状況でございます。

このため、仕事へのモチベーション維持やチーム力の強化を目的に、令和4年度より通常の研修所研修に加え、外部講師を招聘（しょうへい）した研修を実施しております。これにより、個々の職員のスキルアップや庁内の連携強化を図っております。

また、職員の達成感ややりがい対策といたしましては、人事評価制度の適正運用によるモチベーションの維持を図っております。

健康管理といたしましては、年休取得状況や時間外勤務の状況を管理職と共有し、職員管理の適正化を図っております。

その他、管理職を含む全職員へのハラスメント対策研修

を実施して、働きやすい職場づくりを進めております。

再 村の職員募集は常に行われていますが、今現在の欠員は何人なのか伺います。

答 総務課長

村の現在の欠員状況についてご説明いたします。

条例定数との比較となりますが、一般行政職で9人、消防職で4人、保健師で1人、保育士で2人、看護師が2人となっております。

再 村の職員数で、欠員数が多いと思いますが、この状況で仕事はしつかりできていますかと思えません。職員の負担はなっていると思いませんか、職員のケアや仕事のやり方は、現在、どのような方法で欠員を負担しているのかお聞かせ願います。

答 総務課長

欠員状況における役場の体制についてでございますが、全体を見渡しながらか、負担が大きいところから補充して対応させていただいているところですが、一部については超勤等も発生している状況でございます。

このため、現在は、欠員補充の対策について強化をしている状況でございます。

再 職員の欠員解消についてどのような対策を行っているのか、そして実際にどのような成果が出ているのかお伺いします。

答 総務課長

欠員解消対策でございますが、従前より実施してきたホームページ、ハローワーク、公務員の募集サイトへ掲載のほか、島嶼町村一部事務組合での合同採用試験、また島ぐらし体験者に対する案内、また新たにアルムナイ採用という、これは一度、役場を退職された方を対象とした募集になります。これや求人サイトを活用するなど、採用に向けさまざまな手法を行っております。

実際の、これらを実施した中での採用の成果でございますが、昨年12月以降4月採用までの成果としては、ホームページ募集では一般行政職2人、合同採用試験では一般行政職1人、消防職2人、あと技師が1人、アルムナイ採用では看護師が1人、求人サイトでは一般行政職1人の採用が決定しているほか、5月以降の採用として一般行政職2

人、保育士1人の採用が予定されております。

再 そもそもその質問が、定員数というのは何年ごとに見直ししているのか。

定員数は、社会情勢や仕事の量で変わってくると思うのですが、定員数の見直しは何年ごとに行っていますか。

答 総務課長

職員定数でございますが、条例で定めております。定期的に実施はしていません。

最後に行ったのが、空港業務を新中央に移行するという事で組織改正をした際に定数見直しを行っております。

再 定数の見直しは必要だと思っているのか、現状でいいのか、その検討もしていないというの少しおかしいと思えます。普通、企業ですら何年かごとの見直しを行うと思えますが、定数見直しのお考えがあるのかないのか、お聞かせ願います。

答 総務課長

定数の見直しの件でございますが、まずはまだ大量に発生しております欠員の補充、こちらを最優先で実施いたしまして、その中で全体を見渡しながら、検討してまいりたいと思っております。



再 定数の見直しをしないと何人募集していいかわからないと思いますが、その辺はどちらが先か。鶏が先か、卵が先ということになるでしょうが、やはり定数の見直しというのは常にやっていかなければならないと思うのですが、どうお考えですか。

答 総務課長

定数の見直し、いろいろ考え方があるとは思いますが、業務の量が大きく変わっていない現状においては、まずは先ほど申し上げたとおり欠員を充足させて、その上で見直すべきところは見直しながら、定数のほうは考えてまいります。

再 村の業務について組織改革や仕事のマニュアルを確立し、そして仕事の簡素化を促進していくことが大切だと思えます。その上で、村の業務について民間委託でできる仕事は民間に任せます。そして、村の業務の強化を図り、戦略的な業務展開を行うことが大切であると思えますが、お考えを伺いたい。

答 総務課長

村業務の民間委託については、現在も施設管理や検針業

務などさまざまな業務を民間委託しております。今後も、三宅村行政改革大綱に定められるとおり、民間委託に委ねることが可能な業務の把握や精査を実施し、業務委託を効率的に推進し、職員の適正な配置や経費の削減を検討してまいりたいと考えております。

再

検討しているということですが、どのようなものがどの程度、民間委託できるのかということを検討しているということですが、具体的にこのような仕事が民間に委託できるのか、常に検討はしているということなのですが、具体的な仕事は挙がっているのか、お伺いします。

答 総務課長

民間委託についての具体的な、新たな委託内容という質問でよろしいでしょうか。今、外注に出せるものにつきましては、予算をいただいている現状でございます。ただ、これ以上、効率化できるものがあるのかどうかというものを全庁的な形で検討させていただいて、今後、適切に委託に出せるものについては委託をし、費用対効果等

もございますが、そういった形で検討させていただいて

る現状です。

再 その検討内容を、具体的に提示できるのかという質問ですが、お伺いしたい。

答 総務課長

現段階で具体的な事業という質問でよろしいでしょうか。

まだ具体的にどの事業を外注に出そうというようなどころまでは至っていないという現状です。

再 それではただ言っているだけで、何も考えていないということと同じではないかと思うのですが、ただやっていますよと言っているだけで、具体的には何も文章にもなっていないし、何もなっていないということだと私は理解しますが、どうでしょうか。

答 総務課長

先ほどの答弁と繰り返しになってしまっていますが、検討してまいりますとご答弁させていただいているということですが、今後、進めさせていただきたいということでご理解いただければと思います。

再

具体的には何も、手を付けていないし話し合いもしていないということですか。

答 総務課長

民間への村業務の委託でございますが、現状さまざまな委託を発注して、対応させていただいているところでございます。

今後につきましても職員数の欠員が続くことが予測されますことから、民間委託に向け、さまざまな方策について検討、また推進してまいりたいと考えております。

北川 博史

議員



問 三宅村クリーンセンターの今後について

昨年の末から施設設備故障のため1月中旬まで、焼却施設が稼働できず、住民の皆様にご不便をかけていたと思えます。毎年多額の費用を使い、施設修繕を行い、維持管理しているわけですが、稼働し始めてから20年以上が経過して

おり、もはや限界のように感じます。

今後同様の故障が予想され、その際には住民の方々に我慢をいただかなければならないと思います。このことから、今すぐにでも新たに焼却施設を整備するべきだと考えますが、村の見解をお伺いします。

答 地域整備課長

現在の三宅村クリーンセンター焼却施設は、平成12年の稼働から今年で24年目が経過していることから、新たな焼却施設について、今年度三宅村ごみ処理施設基本計画策定業務委託を発注し、整備に向けて着手したところです。

本施設を整備するに当たっては、国の交付金を受けるために必要となる循環型社会形成推進地域計画の策定をはじめ、都市計画法や自然公園法などの各法令に基づく許認可、さらには建設地の自然環境調査など、さまざまな手続きを行っていく必要があります。

このため、これらの全ての条件を満たすためには約4年の歳月を要することから、現時点での施設の整備につきましては、令和11年度に着手し、令和13年度を目途として現在業務を進めているところです。また、今後10年間は現在の

施設での焼却作業を可能とするために、令和4年度から今年度までの3カ年をかけまして、施設の機能保全および延命化に向けた施設機器類などの更新工事を実施し、施設の安定運営を進めております。また、昨年発生したような不測の事態が生じた場合でも、住民の皆さまには極力ご不便が生じないように努めてまいりたいと思います。

再 やはり新しく造ろうとするとかかなりの時間を要するというのは分かりますが、今言ったように10年間、大事に利用していると思います。が、本当にそれでいいのか。やはりもう今日からでも取り組んでいただいて、新たに造るようスタートを切ってもらわないと、事情は分かれますが、同じようなことが起きると思います。その辺はどうでしょうか。

答 地域整備課長

現焼却施設を今後10年間安定稼働させながら、なるべく早く、新たな焼却施設の着手に向けて業務を進めてまいりたいと思います。

問 村で維持管理している公衆トイレについて

今、村で管理している公衆トイレが幾つかあると思いま

すが、現在利用できていない施設と利用できていない施設があると思います。今現在、何か所管理し、利用できているのかをお聞きしたいと思えます。また、利用できる場所についても、ほとんど使用されないものもあり、そこで経費もかかることもあり、いまい度本当に必要なのかどうかを判断するべきだと思えますが、いかがでしょうか。

答 地域整備課長

現在、村が管理している公衆トイレは13カ所ございまして。先月末まで阿古地区の二島公衆トイレが1カ所利用できない状況でしたが、現在はその修繕が完了して、全ての公衆トイレが利用可能となっております。

また、ほとんど使用されていない公衆トイレの必要性ですが、施設の劣化状況や使用頻度などの現状を今後調査しまして、今後の在り方について検討していきたいと考えております。

再

せっかくあるものなのだろうというわけではないですが、あまりにも効率の悪いものや、使わないものに関してはもう一度本当に見詰め直していただいて、経費も掛かることなので、その辺を考

えてみたらいいのではないかと、この質問をさせてもらいました。また、できるかどうかは分からないですが、別の用途で利用するなど、検討してもらうことは可能でしょうか。

答 地域整備課長

確かに島内の人口も減少しまして、観光客数も減ったという部分もありまして、当時建設された公衆トイレも、利用率の観点からしますとほとんど使用されていない公衆トイレもあると認識しております。今後、そういった公衆トイレを、例えば廃止した場合、撤去する際にはまたお金がかかってしまうので、その施設を、例えば倉庫とか、備蓄倉庫に代わるような、そういうような、改修整備を行うなど、そういった全体的なことを含めて今後の在り方について、まずは担当課の中で整理して、考えていきたいと思えます。

答 副村長

今担当課長のほうから答弁があったのですけれども、先ほどの最初の答弁で、施設の状態等を調査するということなので、そういう使われていないところについては、そこはしっかりそれを調査してからの判断かなと思えます。

また、今後の使用については、もともとトイレであったものをどう使用するということについても、また、トイレが必要かどうかということも、検討はされていないので、それについては今後取りまて、何かの機会でご報告したいと思っております。

平川 大作
議員



問 燃油について

現在、島内において燃油の値上がりで多くの人が大変苦労されています。燃油の高騰があらゆるものに影響を与えています。

車や農耕機で使うガソリンは225円、ボイラーやストープで使う灯油は195円、草刈りで使う混合ガソリンは280円、漁師、建設業者が重機で使う軽油が240円という始末です。

ガソリンにおいて、現在国が35円補助されていますが、さきの値段です。さらなる補助を皆さん求めています。ガソリン、軽油、灯油に補助していただくよう東京都に対して要望できないか、お聞きします。

答 企画財政課長

本土と比べて割高な離島のガソリン価格については、本村だけではなく全国的な問題であると認識しております。ご質問の、東京都に対して要望できないかということですが、東京都町村会および東京都町村議会議長会では、東京都予算編成に対する要望におきまして、東京都としても国に対し、離島ガソリン流通コスト支援事業の継続、拡充および軽油、灯油等燃油類への新たな支援制度の創設について強く要望するとともに、東京都独自の支援策についても、新たに創設することを継続的に要望しております。

また、全国離島振興協議会において、離島振興対策協議会と共に離島振興関係事業予算の確保に関する要望、こちらにおきまして、国に対し、離島ガソリン流通コスト支援事業の継続実施と、石油製品の価格の低廉化対策等の推進として、石油製品の価格は正

のための輸送に関わる補助制度の創設に関する要望を行っております。

再 今以上に行政側の働きを、要望をもっと強くお願いしたいと思います。

私たち日本共産党も毎年東京都に対し要望しているところではありますが、なかなか実現しないのが本当のところなんです。今の都知事も、島嶼は島の宝だと言っているんだから、やっぱり今やらなければいつやるんだというタイミングではないかと私は思います。

今まで以上に、島嶼町村長会議において強く今の島の現状を訴えてもらって、皆さんに今の島の状況を分かっていたことが最高の説得力になると思います。燃油の相場を早急に変えることが、快適な島づくりにもつながるものだと確信しています。村長の力を存分に発揮していただいて、今の知事に対して要望をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

答 村長

村の考え方といたしましては、企画財政課長の答弁のとおりでございます。本件につきましては全国的な問題でございます。とりわけ島嶼地域では、本土と比べ地理的条件

により経済的に大きな負担を強いられるところです。引き続き粘り強く、東京都町村会や全国離島振興協議会において、国および都に対して要望を行っております。

問 物価対策について

ウクライナとロシアの戦争が始まって以来、物価の高騰が著しく上がり、

燃油問題と同様多くの方が苦勞されています。ウクライナ、ロシアで多くの人命が毎日失われています。いたたまれない気持ちです。この戦争が一日も早く終わることを皆さん望んでいます。まだまだ先が見えません。当然、しばらく物価が安くなる可能性はありません。商品を買う人たちも買い控えます。店に農作物を卸す村民の皆さんも肥料が高くなって大変です。どちらもぎりぎりのところまで来ています。これが今の島内の現状です。

新たに食料品に対して運賃補助をしていただくことと、肥料に対する運賃補助のかさ上げを、東京都に対して要望できないか、お聞きします。

答 企画財政課長

全国的な物価高騰による価格の上昇は私も認識しております。現在、東京都伊豆諸島

海上貨物運賃補助におきまして、プロパンガスは100%、野菜、果物、それからご質問にありました肥料等、こちらにつきましては50%の補助が適用されているところでございます。

ご質問の東京都に対してこちらも要望できないかということでございますが、先ほどのご質問の答弁と重なりますけれども、東京都町村会および東京都町村議会議長会では、東京都予算編成に対する要望におきまして、島しょ貨物運賃補助制度の補助率の維持および補助対象品目の見直しについて継続的に要望しております。

再 大変課長が苦勞されているのは分かります。しかし、この問題は、さきの問題と同様に、燃油問題と同じですが、少しでも早く結果を出していただくよう、お力添えをいただきたいと思います。

答 村長

村の考え方といたしましては、企画財政課長の答弁のとおりでございます。

運賃補助の拡充についてのご質問でございますが、また先ほどの答弁と重なってしまいますけれども、引き続き粘り強く東京都町村会において、東京都に対し要望を行っ

てまいります。

問 カラス対策について

今年もカラスの活動が盛んになって、かんきつ系が根こそぎ食べられてしまったといえます。それに伴って、私のところへ相談が相次いでいます。ハッサクを店に卸そうと思っていたらそっくりカラスに食べられてしまった、店の駐車場に車を置いていたら弁当を食べられた、子供のお菓子を食べられたなどの多くの声が届いています。新しい捕獲小屋はいつできるんだと、皆さん怒り心頭です。以前の定例会において、資格修得まで待つてほしいということだったが、捕獲に関する現在の進捗状況をお聞きます。

答 観光産業課長

カラス対策について、まず、資格の取得については、まず、取得に当たり東京都狩猟免許試験の申込みが事前に必要となり、その申込みの中では受験資格の定員が定められているところとです。事前申込みの段階で定員を超えた場合は、本申込みの手続を行える方を抽選で決定しています。

受託予定事業者からは前期の枠は落選し、後期の枠に当選したと報告がありました。直近で講習会を受講し、この3

月に資格の取得予定とお聞きしており、現時点では村職員での対応となっております。次に、新しい捕獲小屋についてですが、捕獲小屋の設置箇所についてはさまざまな規制がございます。それらの規制がなく、かつ効果的に捕獲できる場所を受託予定事業者と検討してまいります。

再 一歩、進んだということでは非常にうれしいことです。地元の皆さんも、最近結構苦勞されているんですよ。今のこの時期だと、大根の育ったやつを脇を全部カラスがつつくんですよね。そして中身がないんです。きれいに食べています。あれではやっぱり農作業にもかなりの影響が出てくると思いますので、やっぱり早急にこの捕獲や法的なものをクリアしたりしていただいて、設置場所、この選定もしていただきたいと思っております。できれば、来期の年度内において実現できるように最大限の努力を要望しますが、どうでしょうか。

答 観光産業課長

先ほどもお話しさせていただきましたが、受託予定業者にその資格を取っていただくことが一つの条件となっております。その中で捕獲小屋の適正な場所を、規制のないと

ところで検討し、早急に対応できればと考えております。

曾我部 宏一

議員



問 防災対策について

本年1月末に、坪田地区の一部の地域を対象に津波を想定した避難訓練があり、津波被害から身を守るの一分一秒迅速に高台に避難することです。また、行政も津波対策に力を入れていると考えます。

先ほど村長の施政方針の中で、避難施設の適正管理や修繕、または自然災害の備えとして防災力の向上に努めてまいると村も津波に関しては大変気を遣っていると思います。現在、釜庭地区における村道釜庭3号線は、昭和58年の噴火以前は両側通行でありましたが、阿古集落の埋没によって海岸へ向かう一方通行となっております。地域住民は、

先ほど申しましたように、津波警報が発令された際には一分一秒早く高台に逃げるという避難行動が基本ですが、釜庭3号線は一方通行になっており、このとき海に向かって避難することとなります。そこで、災害時における道路規制の対応と、従来の両側通行に戻すことはできないか、それをまず一点お伺いします。

答 総務課長

災害時の道路規制でございますが、三宅島警察に確認したところ、災害時の緊急事態においては、当然法令よりも生命の安全確保が優先されるとの回答を得ております。

なお、従前の両側通行につきましてはは地域整備課長よりお答えさせていただきます。

答 地域整備課長

それでは、私のほうから、村道釜庭3号線を両側通行に戻すことができないのかというご質問にお答えいたします。

現在の村道釜庭3号線は隣接する村道阿古下原線も含めての一方通行となっておりますが、この一方通行の解除につきましては、阿古自治協議会からも相談を受けていたことから、三宅島警察署と解除に向けた手続について打合せを行ったところでございます。これによ

り今後は阿古自治協議会と調整を図りながら、村道釜庭3号線および村道阿古下原線の一方通行解除に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

再 分りました。

阿古自治協議会のほうからもあったということで、道交法の問題等いろいろあると思いますが、先ほど言いましたように釜庭3号線については海岸の方向に行き、阿古下原線については海岸から上る上るので、特に必要なのは、3号線の地域に住んでいる方々が迅速に逃げるためには海岸方面へ逃げることでなく、両側通行にしてみたら、高台に行けるということを趣旨としていますので、その辺十分考慮して関係機関と話を進めていただければと思います。

そこで、今関係機関と調整するに当たって、すぐできるわけではないと思いますが、解除されるまでの間、道路管理者である村長のほうで、入り口と出口のほうに、災害時の避難規制について看板を立てていただけるか、お伺いします。

答 総務課長

ご提案の看板が設置できるかどうかにつきましては、警

察と協議をさせていただきたいと思っております。

再

次に2点目、避難所の充実というところで、島内ではペットを多くの方が飼っています。自然災害時にペットと一緒に避難(同行避難)するように厚生省でも避難する際のマニュアルにペットも一緒に連れて行きなさいというつています。当然、飼い主においてもペットをゲージやケースに入れたり、日頃からしつけをしておかなければなりません。それを踏まえ、避難所にペット専用のスペースを設けることができないか、また、体育館などの床スペースの避難所に簡易ベッドやテント、これは高齢者の方が年々多くなっていますので、じかに床に毛布を敷いて過ごすというところはちょっと大変なことだと思いますので、現在も簡易ベッド等があればその数と、なければ今後、このことに対してどのように考えていくか、お伺いします。

答 総務課長

防災対策について、まず、ペットの同行避難につきましては、飼い主がゲージやキャリーケースを用意してきた場合には受け入れ可能としております。各避難所の入り口付近に場所を確保しております。

なお、さまざまな人が共同生活する避難所において、動物が苦手な人やアレルギーを持つ方への配慮の観点から、避難所内への同行避難は禁止させていただきます。また、ペットフードや排せつ物の処理等につきましては飼い主で対応いただいております。

次に、体育館等の床スペースの簡易ベッドの設置でございますが、段ボールベッドを約200個を島内避難所に分散で備蓄しております。また、テントでございますが、こちら28基備蓄をしております。これらは避難された方の健康状態や避難の長期化等、状況を勘案しつつ、適宜ベッドや、テントの提供を行ってまいりたいと考えております。

再

簡易ベッドが200個、テントが28基ということですが、毎日使うものではないので、当然保管スペースの



問題もあると思いますが、皆さん全員が伊豆の避難施設へ行くのであればいいですが、やはり近場、その地域の指定された避難所に第一は行くと思うので、台風の時期とか、避難してきた人は何人いるかということ、避難所開設から閉鎖までの間に当然村として過去の数字を持っているわけですから、その辺も含めて各所に分散して、備蓄ができるのか、あとテントが28基では足りないのかなという気がします。今後200個のベッドと28基のテント、これを増やしていく考えがあるのか、その1点お伺いします。

答 総務課長

段ボールベッドにつきましては、かなり大きき的にもあって、適正な数量を各避難所に配置できるかというのは、今後また検討させていただきます。また、テントにつきましては、今のところ、例えば小さなお子さんがいて授乳のときとか、そういった用途で活用していかうと検討しているところでございます。この数量で適正かどうかというあたりは、総合的にまた判断させていただきますながら検討させていただきます。と思います。

沖山 肇
議員



問 防集団地について

防集団地の土地の払い下げについてお聞きします。

土地の使用者への払い下げが可能となっておりますが、払い下げを申請してから許可が下りるまで長い時間を要しているようですが、この要因は何かをお聞かせ願います。

答 企画財政課長

まず、要因につきましては、国の申請受付が年に1回ということ。それから、譲渡契約から登記完了まで約3カ月程度を要することが要因として挙げられます。

具体的な手続ですが、村では防集団地の譲渡申請を随時受け付けております。村から東京都経由で国へ申請するものが5月となっております。それから、国の承認を得

て、早ければ10月頃に承認決定されますが、その後、先ほど申したとおり、譲渡申請者と譲渡契約を締結いたしました。譲渡金の納付、登記手続等を行いますので、譲渡完了はおおむね1月頃ということになっていきます。

再 防集団地の土地の質をいたします。

今現在、住人が変わったり、空き家などの状況が見受けられます。このような状況下において、令和5年度分の徴収率はどのような数値を示しているのか。また、6年度分の徴収率の見通し、加えて、これまでの滞納分の徴収率をどのように村として評価しているのか。また、併せて現在の滞納分について、今後どのような対応を取っていくのか、村の考え方を伺います。

答 地域整備課長

防集団地の土地使用料の徴収については、令和5年度分の防集団地土地貸付使用料の徴収率は76%となっております。過去4年間にわたっても、同程度の徴収率となっております。

ます。このことから、令和6年度分につきましては、同様の徴収率を見込んでおりますが、さらなる徴収率の向上を図る必要があると考えております。今後も貸付使用料を納付していただけるよう適正に対応してまいりたいと思います。

再 実際これ76%ということは、24%ですか、2割4分なんですけれども、その人たちの状況って把握されているんですか。要するに76%が支払いされているわけじゃないですか、残った人たちの今、例えば空き家になっているところとか、そういう状況もあるから、要はその20%の滞納になっちゃっているということなんですか。その辺、どういった状況で把握されているのかを伺います。

答 地域整備課長

この防集団地の貸付使用料につきましては、データにおいて管理しているところであります。そのデータに基づき、毎年納付書を発行しておりますが、現状納付されていない方の状況までは把握できていないところなんです。



議長報告書

(令和6年11月20日) (令和7年2月18日)

1. 出張関係

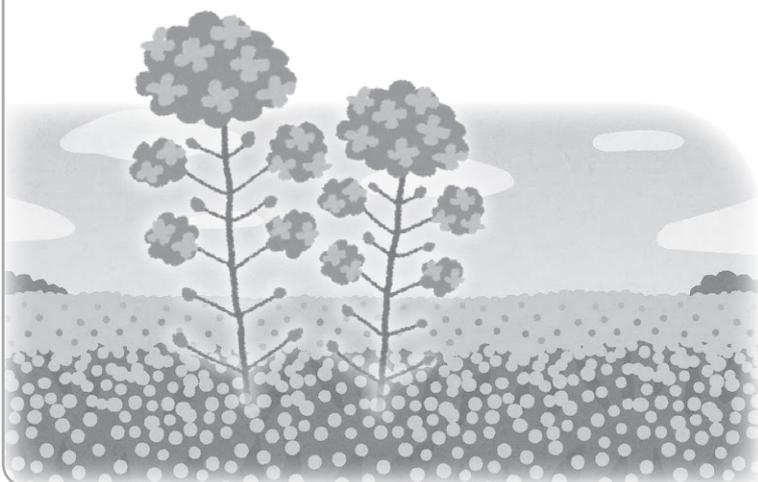
- 令和6年12月8日(日)
 - 名勝小金井(サクラ) 名勝指定百周年記念式典出席(小金井市)
- 令和6年12月24日(火)
 - 離島振興予算対策本部合同会議出席(千代田区)
 - 離島振興懇談会出席(千代田区)
- 令和7年2月6日(木)
 - 全国離島振興市町村議会議長令和6年度第2回総会出席(千代田区)
 - 令和6年度第3回離島振興に関する研修会出席(千代田区)

2. 会議関係

- 令和7年1月30日(金)
 - 東京都町村議会議長会第2回臨時総会(書面開催)

3. 行事・来島者関係

- 令和7年1月3日(金)
 - 令和7年三宅村二十歳を祝う会出席
- 令和7年1月12日(日)
 - 令和7年三宅村消防団出初式出席
- 令和7年1月13日(月)
 - 三宅島柔剣道連盟鏡開き出席
- 令和7年1月19日(日)
 - 令和7年警視庁三宅島警察署武道始式出席
- 令和7年1月25日(土)
 - 小さな福祉まつり出席
- 令和7年2月1日(土)
 - 令和7年三宅村功労者表彰式出席



編集後記

冬の寒さと春先の花粉症や黄砂の辛さを忘れてしまうような、過ごしやすく活発に活動する季節になりました。

インフルエンザや新型コロナウイルスの流行が落ち着いてきたと思いましたが、米トランプ大統領の相互関税の嵐が吹き荒れ世界は大混乱になりました。

本当に現代は地球全体が綿密なつながりによって人間の生活が営まれていることを実感できるこの頃です。

ウイルスは1カ月もあれば世界を感染の渦に巻き込みます。そしてトランプ大統領は数日で世界経済を激震させてしまいます。戦争も終わらせることもできません。

三宅村議会では今年度の施政方針を軸に皆さまの幸せと安全のために村政と協力していきますので皆さまのご協力をお願いいたします。

議会だより編集委員長

高松 秀直





三宅村ふれあい児童公園改修工事（議員島内視察）

フォト
ギャラリー



三宅村中央診療所（議員島内視察）

●フォトギャラリーコーナーに掲載する村民の皆さまの身近な写真をお待ちしております。詳細につきましては議会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

発行：三宅村議会
住所：東京都三宅島三宅村阿古497番地
電話：04994-5-0956
担当：議会事務局